

○姫路大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 姫路大学(以下「本学」という。)は、教育基本法に則り、専門の学術の理論および応用を深く研究教授し、「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを目的とする。

2 各学部の目的は次のとおりとする。

(1) 看護学部は、建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳と権利に関する深い洞察力を持ちながら、人々の健康と福祉の向上に貢献する看護の専門家を育成することを目的とする。すなわち、柔軟な視野を持ち、看護の専門的知識と確かな技術を備えた実践家であり、慈愛に満ちた優しい心と信念を持って、人々に寄り添い、また人々と共に行動する専門職業人として育つ環境を整えることが本学部の使命である。

(2) 教育学部は、建学の精神に則り、将来のわが国を担うこども達の育成という崇高な任務を自覚するとともに、広い視野から現実の課題を直視し、一人ひとりを大切に育てていこうとする強い使命感を持つ教育の専門家を養成することを目的とする。その教育、研究を通して、乳幼児期から少年期のこどもの連続的な育ちを支援するための保育・教育のあり方を探究し、実践的なこども学および体系的な保育・教育実践学の推進に努める。

(自己点検および評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価等に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第3条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関することは、別に定める。

(情報公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的な情報公開に努めるものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科の構成および定員)

第5条 本学に、次の学部を置く。

看護学部 教育学部

2 各学部に置く学科の学生定員は次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	100名	400名
教育学部	こども未来学科	80名	320名
	(3年次編入定員)	10名	20名

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学年数は、8年を超えることはできない。

(通信教育課程)

第7条 本学教育学部こども未来学科に通信教育課程を置く。

2 教育学部こども未来学科通信教育課程の定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
こども未来学科	1000名	4000名
大学卒業を目的とするコース	500名	2000名
教員養成コース	200名	800名
保育士養成コース	300名	1200名
(3年次編入定員)		
こども未来学科	300名	600名
大学卒業を目的とするコース	200名	400名
教員養成コース	100名	200名

3 通信教育課程に関する事項は別に定める。

(附属図書館)

第8条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、図書館長を置き、教授をもって充てる。

3 附属図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(健康管理室およびカウンセリング室)

第9条 本学に、健康管理室およびカウンセリング室を置く。

2 健康管理室およびカウンセリング室に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第10条 本学に、事務部を置く。

2 事務部に、複数の事務部長を置き、事務職員をもって充てる。

(職員組織)

第11条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の必要な職員を置く。

(学長)

第12条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第13条 本学に、複数の副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 学長が欠けたとき、事故あるときおよび学長が辞意を表明したときは、その職務を代行する。

(特任教員)

第14条 本学に、特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 学年・学期・休業日

(学年・学期)

第15条 本学の学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月30日までを前期とし、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

3 学長は、前項の学期を変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 本学園の創立記念日(11月5日)

(3) 春期休暇 3月1日から 3月31日まで

(4) 夏期休暇 8月10日から 9月30日まで

(5) 冬期休暇 12月25日から 1月5日まで

2 学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程

(教育課程)

第17条 本学の教育課程は、第1条の目的を達成するために必要な授業科目を設け、配当年次等を考慮して編成する。

2 前項の授業科目は、共通教育科目、専門支持科目、専門教育科目に分けて、置くこと

ができる。

(授業科目および単位数)

第18条 前条に規定する授業科目および単位数は、別表の通りとする。

(授業方法)

第19条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

2 学長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(履修単位)

第20条 学生は、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

看護学部	共通教育科目	20単位以上(必修11単位 選択 9単位以上)
	専門支持科目	28単位以上(必修28単位)
	専門教育科目	78単位以上(必修75単位 選択 3単位以上)
	合計	126単位以上
教育学部	共通教育科目	24単位以上(必修11単位、外国語または情報2単位以上、選択11単位以上)
	専門教育科目	96単位以上(必修11単位、選択必修4単位、選択81単位以上)
	卒業研究	4単位
	合計	124単位以上
教育学部3年次編入者		
	共通教育科目	8単位以上
	専門教育科目	50単位以上
	卒業研究	4単位
	合計	62単位以上

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第21条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学(外国の大学を含む。)との協議に基づき学生に当該大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て、学長の決定により、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長の決定により、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が第1学年次に入学する前に大学または短期大学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を教授会の議を経て、学長の決定により、入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が第1学年次に入学する前に行った前条に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長の決定により、単位を与えることができる。

3 第21条から本条第2項までの規定により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(看護師・保健師・助産師国家試験受験資格)

第24条 本学看護学部看護学科において看護師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年8月10日文部・厚生省令第1号)第4条第1項第3号の教育の内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学看護学部看護学科において保健師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条第3号の教育の内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 本学看護学部看護学科において助産師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条第3号の教育内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(教職課程等)

第25条 教員の免許状を得ようとする者は、別に定める教員養成課程の履修等に関する規程に従い、必要な教育科目を履修しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は次表のとおりとする。

学部名	学科名	免許状の種類
教育学部	こども未来学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 養護教諭一種免許状

(保育士)

第26条 教育学部こども未来学科において保育士の資格を取得しようとする者は、別に定める保育士資格履修規程に従い必要な教育科目を履修しなければならない。

第4章 試験・卒業および学位記

(試験)

第27条 履修した授業科目については、試験その他適当な方法により、学業成績を評価する。

2 試験の実施に関する事項のうちこの学則および試験規程に定めのない事項については、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

(成績の評価)

第28条 各授業科目の成績は、秀、優、良、可および不可の5種に分け、秀、優、良および可の成績を合格とする。

2 学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該科目の試験を受けることができない。

(追・再試験)

第29条 病気その他正当な理由により受験できなかった科目については、別に定める試験規定により、追試験を受けることができる。

2 定期試験および追試験において不合格になった科目については、別に定める試験規程により再試験を受けることができる。

(単位計算)

第30条 授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文についてはその作成に必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

(履修届)

第31条 授業科目を履修しようとするときは、所定の履修届を提出しなければならない。

(単位の認定)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記、口頭試問その他の方法による。

(進級)

第33条 定められた時間内に所定の授業科目の単位を修得した者は進級することができる。

2 進級については別に定める。

(卒業の認定)

第34条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、看護学部は126単位、教育学部は124単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 学生を卒業させる時期は、学期末または学年末とする。

(学士の学位)

第35条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次の通りとする。

看護学部看護学科 学士（看護学）

教育学部こども未来学科 学士（教育学）

第5章 入学、編入学、転学、留学、休学・復学、退学、除籍、再入学、復籍および転籍

(入学の時期)

第36条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号および第4号並びに第41条および第48条の規定により入学した者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第37条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学選考)

第38条 入学を志願する者は、入学願書を提出し、所定の手続きと同時に所定の入学検定料を納めなければならない。

2 本学は、前項に基づく手続きを完了した者について選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第39条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣約書および他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金および授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第40条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。

2 保証人は、学生の父または母とし、その双方を欠くときは、これに準ずる者とする。

3 保証人は、その保証する学生が在学中に遵守すべき事項について責任を負うものとする。

4 保証人は、その住所等に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

5 保証人を変更するときは、速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第41条 本学第3学年次において、次のいずれかに該当する場合、入学願書を提出し、所定の手続きと同時に所定の入学検定料を納めた者について選考のうえ、編入学を許可する。ただし看護学部の編入学を志願する者は、短期大学または専修学校において看護師養成課程を卒業した者で、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条の看護師の免許を有するものとする。

(1) 大学、短期大学または高等専門学校を卒業した者または卒業見込みの者

(2) 大学に2年以上在学し、当該大学において62単位以上を修得した者または修得見込みの者

(3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者または修了見込みの者

2 前項の場合の他、本学に編入学を志願する者があるときは、選考を行い教授会の議を経て、学長の決定により、相当の年次への編入学を許可する。

3 編入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位の取扱い、修業年限については、別に定める。

(転学)

第42条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 転学に関する取扱いは、別に定める。

(留学)

第43条 本学の学生で外国の大学に留学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を受け

なければならない。

2 留学に関する規程は、別に定める。

(休学)

第44条 病気その他やむを得ない理由で3か月以上就学できないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末または当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き翌学年度末まで休学を許可することができる。

3 休学期間は通算して4年を超えることができない。

4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める授業料を納入しなければならない。

(復学)

第45条 学生は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第44条第3項に定める休学の期間を超えてなお復学または退学しない者

(2) 病気、学力等その他の理由により、成業の見込みがない者

(3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(4) 正当な理由がなく、無届で3か月以上連続して欠席した者

(再入学)

第48条 正当な理由で退学した者または除籍された者が、再入学を願い出たときは、学長は入学を許可することがある。

(復籍)

第49条 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより審査の上、復籍を許可することがある。

(転籍)

第50条 本学の学生で転籍を希望する場合、別に定めるところにより許可することがある。

(二重在籍)

第51条 本学の学生は、同時に他の大学に在籍することはできない。

(強制休学)

第52条 校医が健康上の理由により修学が困難と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

(学生規程)

第53条 学生が遵守しなければならない事項は、本学則に定めるほか、別に定める学生規程による。

第6章 学費

(学費)

第54条 学費は、この学則に定める他、別に定める学費等納入要項による。

(学費の納入・分納)

第55条 学費は、通学期始め所定の期日までに納入しなければならない。ただし、事情によっては別に定める学費等納入要項により、これを分納することができる。

- 2 学期の途中で退学した者または除籍された者も、当該期分の学費を納入しなければならない。
- 3 停学期間中の授業料は、徴収する。

第7章 賞罰

(表彰)

第56条 学長は、学力優秀または特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することがある。

(懲戒)

第57条 学則、学生規程その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、学生の本分に反する行為のあった者に対しては、学長は懲戒を行う。

- 2 懲戒の内容は、譴責、謹慎、停学または退学処分とする。
- 3 次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 科目等履修生、研究生、委託生、外国人留学生および特別聴講生

(科目等履修生)

第58条 本学の一または複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考を行い教授会の議を経て、学長の決定により、科目等履修生の入学を許可する。

- 2 科目等履修生が、履修した授業科目について、試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

(研究生)

第59条 本学の教授会構成員から直接の指導を受け、一定期間、特定の課題を研究することを志望する者があるときは、選考を行い教授会の議を経て、学長の決定により、研究生の入学を許可する。

(委託生)

第60条 公共団体またはその他の機関から本学の特定授業科目について修学を委託されたときは、選考を行い教授会の議を経て、学長の決定により、委託生の入学を許可する。

2 委託生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格したときは、本人の請求によって証明を与えることができる。

(特別聴講生)

第61条 他の大学または短期大学の学生で本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他の大学または短期大学との協議に基づき、教授会の議を経て、学長の決定により入学を許可する。

(学則適用除外)

第62条 科目等履修生、研究生、委託生および特別聴講生には、第34条および第35条は適用しない。

(外国人留学生)

第63条 第37条に規定する入学資格を有する者で、本学に入学を希望する外国人留学生は、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

(学則の準用)

第64条 特別の規定がない限り、この学則の規定は科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生にも準用する。

(科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生に関する規程)

第65条 科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生については、この学則に定めるものの他、別に定める。

第9章 教授会、大学協議会

(教授会)

第66条 学長の諮問機関として、本学各学部に教授会を置く。

(教授会審議事項)

第67条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。また、教育研究に関する事項を審議し、学長等（学長および学部長）から求めがあった場合には、意見を述べることができる。

(1) 入学、休学、退学、転学、再入学、除籍、復籍、卒業および課程の修了等に関する事項

- (2) 学生の懲戒と表彰に関する事項
 - (3) 教授、准教授、講師、助教および助手の審査に関する事項
 - (4) 学長から要請または諮問された事項
 - (5) 教育研究に関する事項
 - ア 教育課程およびその編成に関する事項
 - イ 学生の試験および評価に関する事項
 - ウ 学生の厚生および指導に関する事項
 - エ 教育および研究に関する事項
 - オ 臨地実習に関する事項
 - カ 海外との教育、学術または文化の交流に関する事項
 - キ その他教授会が必要と認める教学に関する事項
- (議事運営)

第68条 教授会の運営については、別に定めるものとする。

(大学協議会)

第69条 学長の諮問機関として、本学に大学協議会を置く。

- 2 大学協議会は、学長、副学長、図書館長、各学部長、通信教育課程長、教務部長、学生部長

および関係事務部長をもって構成する。

- 3 大学協議会は、学長が招集し、その議長となる。
- 4 副学長は、学長が欠けたときまたは事故あるときは、その職務を代行する。

(大学協議会審議事項)

第70条 大学協議会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する重要事項
- (3) 通信教育に関する重要事項
- (4) 臨地実習、保育実習、教育実習、介護実習に関する重要事項
- (5) 学生の厚生補導およびその身分に関する事項
- (6) 学長の諮問した事項
- (7) その他大学の運営に関する重要事項

(議事運営)

第71条 大学協議会の運営に関する規程は、別に定めるものとする。

第10章 奨学生

(奨学生)

第72条 学力優秀、品行方正で学生の模範と認められる学生を選考のうえ、奨学生とすることがある。

2 奨学生に関する規程は、別に定めるものとする。

第11章 公開講座

(公開講座等)

第73条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座等を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第20条については平成21年度入学者から適用する。
- 4 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行し、改正後の別表(2)については平成22年度入学者から適用する。
- 5 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表(2)については平成23年度入学者から適用する。
- 6 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第59条については平成23年度入学者から適用する。
- 7 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第20条については平成24年度入学者から適用する。
- 8 この学則の改正は、平成25年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表(2)については平成25年度入学者から適用する。
- 9 この学則の改正は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表(1)と(2)については平成26年度入学者から適用する。
- 10 この学則の改正は、平成27年4月1日から施行し、改正後の別表(2)については平成27年度入学者から適用する。
- 11 この学則の改正は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表(2)については平成28年度入学者から適用する。
- 12 この学則の改正は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表(1)については平成29年度入学者から適用する。

13 この学則の改正は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表（1）については平成29年度入学者から適用する。

14 この学則の改正は、平成31年4月1日から施行し、改正後の別表（1）については平成29年度入学者から適用する。

また、第20条および別表（2）については平成31年度入学者から適用する。

15 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表（1）については令和2年度入学者から適用する。

16 この学則の改正は、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表（2）については令和3年度入学者から適用する。

17 この学則の改正は、令和4年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表（1）と（2）については令和4年度入学者から適用する。